

## 横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和4年4月1日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、横浜市の建築物における木材の利用の促進に向けた基本的な考え方を定める。

### 第一 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 市の取組姿勢

市は、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

また、市は、民間の建築物における木材の利用の促進にあたっては、県産木材や地域材<sup>\*</sup>、国産材の利用を働きかけるよう努める。

※輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し、近隣都県（関東甲信地方に属する都県及び静岡県）で生産された木材のこと

#### 2 木材の利用の促進のための施策

##### （1）普及啓発等

市は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組む。

##### （2）表彰

市は、市民や事業者等への建築物における木材の利用を促進するため、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、法第31条に規定する表彰を行う。

##### （3）必要な支援策の検討等

市は、建築物を整備する事業者、木材製造業者、その他関係者との意見交換等を通じて、現状や課題の共有を行い、木材利用の促進に向けたニーズを把握したうえで、効果的な制度等について検討し、必要な支援策を講ずる。

#### 3 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図る。

## 第二 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内の公共建築物であり、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、保育所等）、保健・衛生施設（病院、診療所等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、美術館、地区センター等）、都市・住宅施設（公園施設、公営住宅等）の建築物のほか、行政施設（庁舎等）その他市が整備する建築物のことをいう。

### 2 木造化の推進

市が整備する公共建築物においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえても、なお木造化の計画が困難である場合、また、施設の設置基準、施設の用途、安全性、緊急性を考慮して木造化が適当でないと認められる場合を除き、木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進する。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進する。

### 3 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り推進する。

### 4 先進的な技術の普及等

市が整備する公共建築物においては、率先して先進的な技術の利用及び普及に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行う。

### 5 木製製品等の利用

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

### 6 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産木材及び地域材の利用に努めるものとし、県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用する。

### 第三 その他市内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共性の高い建築物における木材の利用

市は、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であつて、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等について、第二の規定に準じて木造化・木質化を推進する。

#### 2 合法伐採木材等の利用

市は、事業者等が建築物において木材を利用するにあたり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の趣旨を踏まえたものとし、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう、事業者等に働きかけ、その理解と協力を得るよう努める。